

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業公募要領

1 趣旨

愛媛県では、県内に普及していない革新的な技術や取組みについて、高い技術力を持った農業者が普及組織と連携して、先駆的に技術の確立等に取り組む場合、施設・機器の整備等に導入に要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

次の各項に該当する者とします。

(1) 事業の実施主体は、次の各号に該当する者とします。

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農業を営む農業者、法人
- ② ①に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ

(2) 次の①～④のいずれにも該当する者とします。

- ① 県農業普及組織の指導の下、事業で導入する技術等の確立に取り組む者
- ② 事業で得た技術及びその実証のために使用する自らの技術に関し、県内農業者等に公開できる者
- ③ 本事業に申請する取組みについて、当該事業実施年度に他の補助金を活用した技術等の導入予定がない者
- ④ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

3 対象事業、対象経費

県内では確立されていない革新的技術や取組みに係る機械・施設の整備に要する経費とします。

- (1) 中古品又は既存施設の活用も可能としますが、原則として取得価額が50万円を超えるものとします。
- (2) 経費は、複数の事業者から見積書を徴したうえで積算しますが、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではありません。
- (3) 既存の国、県及び市町等が実施する助成事業では、採択メニューがないなどの理由により採択要件に即さず、導入が図れない経費を対象とします。

4 助成率、事業限度額

助成率は、補助対象経費の3分の1以内とします。

1事業費の上限額は、1,500万円とし、県が実施する事業の総額は、3,000万円までとします。

なお、採択された事業については、県から応募者の住所地となる市町に対し追加助成を要請することとしています。

5 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和4年3月31日まで。

(注) 事業実施期間とは、施設、機械の導入を完了するまでの期間であり、技術の実証、確立を図る期間（以下、実証期間）は原則として5年間とします。

補助事業に係る経費は、交付決定日以後に着手した取組みでなければ認めません。

6 応募方法

(1) 事業計画の事前協議等

応募者は、事前に提案書を応募者の住所地を所管する県普及拠点又は県農業革新支援センター（別表）と事業実施計画書（別紙）について協議し作成してください。

(2) 提出書類・提出先

提出書類 令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業実施計画書
提出先 愛媛県農林水産部農産園芸課

7 募集期間

第一次募集 令和3年5月6日（木）～6月11日（金）17時締切

(注) 今回募集分の審査・採択結果により、第二次募集を行う場合があります。第二次募集を実施する場合は、県ホームページにて告知します。

8 審査方法

応募のあった事業については、県の設置する審査会で、以下の基準に基づく審査を行い、補助対象事業を決定します。

革新性・実現性	技術、取組みの革新性・チャレンジ性について
	技術確立の実現性・必要性について
事業効果	所得の向上効果について
事業の遂行能力	事業者の技術水準について
	事業者の経営能力について
地域への波及効果	競争力の高い産地づくり・担い手の確保・育成への貢献について

9 その他

(1) 補助対象事業として採択された場合、補助事業者は、実証地を所管する普及拠点の普及指導員の指導の下、革新的技術等の確立に取り組みます。

(2) 実証期間は、毎年度、補助事業の成果について報告いただきます。

10 問い合わせ先

【事業に関すること】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ(西村・山崎)

T E L 089-912-2558 F A X 089-912-2564 E-mail nousan@pref.ehime.lg.jp

【事業実施計画書の作成に係ること】

別表のとおり

別表 県内普及拠点及び農業革新支援センターの連絡先

県内普及拠点	連絡先	所管する市町
四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 TEL 0896-23-2394	四国中央市
東予地方局地域農業育成室	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611 TEL 0898-68-7322	新居浜市、西条市
今治支局地域農業育成室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 TEL 0898-23-2570	今治市（陸地部）
しまなみ農業指導班	〒794-2305 今治市伯方町木浦甲 4637 番地の 3 TEL 0897-72-2325	今治市（島しょ部）、上島町
中予地方局地域農業育成室	〒790-8502 松山市北持田町 132 TEL 089-909-8762	松山市、東温市
久万高原農業指導班	〒791-1202 久万高原町入野 263 TEL 0892-21-0314	久万高原町
伊予農業指導班	〒799-3122 伊予市市場 127-1 TEL 089-982-0477	伊予市、松前町、砥部町
南予地方局地域農業育成室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 TEL 0895-28-6117	宇和島市
鬼北農業指導班	〒798-1331 北宇和郡鬼北町大字興野々 1880 TEL 0895-45-0037	松野町、鬼北町
愛南農業指導班	〒798-4194 愛南町城辺甲 2420 TEL 0895-72-0149	愛南町
八幡浜支局地域農業育成室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 TEL 0894-23-0163	八幡浜市、伊方町
大洲農業指導班	〒795-0064 大洲市東大洲 174 TEL 0893-24-4125	大洲市、内子町
西予農業指導班	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 3-434-1 TEL 0894-62-0407	西予市
愛媛県農業革新支援センター	〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2 農産園芸課内 TEL 089-912-2558	県下全域